

議第1号

檀原市議会委員会条例の一部改正について

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

提出者 檀原市議会議員 大北かずすけ

賛成者 檀原市議会議員 松木雅徳

〃 〃 西川正克

〃 〃 檜本利明

〃 〃 小川和俊

〃 〃 原山大亮

〃 〃 うすい卓也

〃 〃 松尾高英

〃 〃 奥田英人

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例

檀原市議会委員会条例（昭和36年檀原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総合政策部、生活安全部」を「企画部、危機管理部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理由 檀原市役所行政組織条例の一部改正により、部の名称及び所掌する事務の見直しが行われ、これに伴い所要の改正を行うもの